

別記 1

個人情報取扱特記事項

第 1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第 2 秘密の保持

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第 3 取得の制限

1 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。

2 乙は、この契約による業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

第 4 安全確保の措置

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 5 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第 6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第 7 再委託の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

第 8 資料等の返還

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第 9 従事者への周知

乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

第 10 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第 11 實施責任

1 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。

2 乙は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、管理責任者を設置するなど必要な責任体制を整備するよう努めるものとする。

第 12 調査

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができる。

第 13 指示

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

第 14 契約解除及び損害賠償

甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(注)

1 「甲」は委託者である地方独立行政法人 山梨県立病院機構 山梨県立中央病院を、「乙」は受託者を指す。

2 委託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することができる。

別記2

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、情報資産の保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「本業務」という。）の実施に当たっては、情報セキュリティに関する特記事項（以下「セキュリティ特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(用語の定義)

第2条 情報資産とは、次の掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(業務従事者の特定)

第3条 乙は、本業務の履行のため、本業務の従事者が甲の管理する庁舎等に立ち入る場合は、事前に甲に連絡して承諾を得るとともに、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、及び事業者名記章または名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、甲の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第4条 乙は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育（セキュリティ特記事項の遵守を含む。）など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第5条 乙は、本業務の履行に際し知り得た情報及び甲が秘密と指定した情報（以下「取得情報」という。）をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第6条 乙は、甲の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡され、または自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権または使用権が甲に帰属するものに限る。）を、甲が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第7条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報並びに本業務を処理するために甲から引き渡され、または自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権または使用権が甲に帰属するものに限る。）の漏えい、滅失またはき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 本業務を処理することができる機器等は、乙の管理に属するものに限定するものとし、乙の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等乙の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。
- (2) 甲の指示または事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡され、または自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権または使用権が甲に帰属するものに限る。）を、第6条の規定により甲が指示した場所以外に持ち出さないこと。甲の指示または承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。
- (3) 甲の指示または事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡された情報資産を複写し、または複製してはならないこと。
- (4) 本業務を処理するために甲から引き渡され、または自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権または使用権が甲に帰属するものに限る。）を、業務終了後直ちに甲に引き渡すこと。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (5) 本業務を処理するために甲から引き渡され、または自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権または使用権が甲に帰属するものに限る。）を、甲の指示または事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資

産が判読できないよう必要な措置を講ずること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第8条 乙は、甲の指示または事前の承認がある場合を除き、取得情報並びに本業務を処理するために甲から引き渡され、または自らが取得し、若しくは作成した情報資産(所有権または使用権が甲に帰属するものに限る。)を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、または提供してはならない。

(再委託の禁止)

第9条 再委託の取扱は、個人情報取扱特記事項の定めるところによる

2 乙は、個人情報取扱特記事項の定めるところにより本業務の一部または全部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。

3 乙は、個人情報取扱特記事項の定めるところにより本業務の一部または全部を再委託するときは、甲に対して、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、実地に調査し、または乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。なお、甲が調査を目的として乙の事業所等に立ち入る場合には、事前に乙に通知するものとする。

(指示)

第11条 甲は、乙が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故報告)

第12条 乙は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊などの情報セキュリティ事件または事故(以下「事故等」という。)が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、本業務について事故等が発生した場合、甲が適切に必要な説明をするため、乙の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙がセキュリティ特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除または損害賠償若しくは履行代金の減額を請求することができる。

(実施責任)

第14条 乙は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

2 乙は、情報セキュリティ対策を確保するために必要な管理体制を整備するよう努めなければならない。

(安全性及び信頼性を確保するための措置)

第15条 乙は、特記事項に定めるもののほか、本業務の情報資産の安全性及び信頼性を確保するため、次とおり措置しなければならない。

(1) システム変更作業において、甲の機器、システム、データ等の使用が必要となり、甲の業務に影響を及ぼす可能性がある場合には、事前に甲乙協議し、甲の業務に影響を及ぼさないよう作業実施タイミング(曜日、時間帯等)、検証に用いる環境・テストデータ等を決めてこと。